

**令和7年度  
寄・里の駅等整備事業  
(設計・施工・監理一括発注業務)  
公募型プロポーザル実施要領**

**令和7年5月**

**松 田 町**

# 目 次

## 第1 事業内容に関する事項

1 事業名称	1
2 背景及び本事業で目指す将来像	1
3 対象建物及び事業対象地	3
4 対象業務と仕様等（要求水準）	3
5 契約方法	5
6 契約金額	5
7 支払い条件	5
8 事業期間	6
9 事務局	6

## 第2 事業者の募集に関する事項

1 選定の方法	7
2 募集及び選定のスケジュール	7
3 募集の手続き	8
4 関係図書等の貸与	8
5 現場説明会	8
6 募集要領等に関する質問受付、質問回答の公表	9
7 参加資格の確認及び結果通知	10

## 第3 参加資格に関する条件等

1 参加者の構成	11
2 参加資格要件	11
3 その他	13

#### **第4 第1次審査及び第2次審査**

1	第1次審査（資格審査）	14
2	第1次審査提出書類の受付	14
3	第1次審査結果の通知	15
4	第2次審査（提案審査）	15
5	第2次審査提出書類の受付	15

#### **第5 事業者の選定**

1	事業者の選定審査方法	16
2	審査委員会の設置	16
3	審査の内容	16
4	審査項目	16
5	プレゼンテーション及びヒアリング	16
6	最優秀提案者の決定	17
7	審査結果及び評価の公表	17

#### **第6 提出書類・作成要領**

1	第1次審査（資格審査）に関する提出書類	18
2	応募辞退時にに関する提出書類	18
3	第2次審査（提案審査）に関する提出書類	18

#### **第7 その他**

1	留意事項	20
2	情報公開及び情報提供	21

#### **別添資料**

- 資料1 事業者選定審査基準
- 資料2 様式集
- 資料3 要求水準書（参考）

## 第1 事業内容に関する事項

### 1 事業名称

(仮称) 寄・里の駅等整備事業

### 2 背景及び本事業で目指す将来像（事業の目的）

#### 【地域の現状】

神奈川県西部に位置する松田町は、首都圏から 100km 圏内の至近距離にあり、面積 37.75 km<sup>2</sup> のうち 94% を山間地が占めている。小田急線、JR 御殿場線の鉄道や東名高速道路、国道 2 路線（R246 号、255 号）が交差する交通至便な町だが、人口は平成 7 年（1995 年）の 13,270 人をピークに減少を続けている。当町は、平成 25 年（2013 年）に日本社会保障・人口問題研究所が発表した「消滅可能性都市」として指定されて以来、様々な地方創生の取組みを実施してきた結果、令和 5 年の新たな発表では「消滅可能性都市」からの脱却を果たしたものの、令和 7 年（2025 年）2 月には人口が 10,259 人（ピーク時から約 23% 減）となっており、人口ビジョンで掲げた目標人口規模である令和 22 年（2040 年）10,000 人を目指して、継続的に地方創生の取組を進めていく必要がある。

当町の町域は、大きく、鉄道駅を中心とした松田地区と、山間部に位置する寄地区に分けられ、寄地区は、中津川の清流と川沿いの桜並木やしだれ桜、寄ロウバイ園、寄大橋や山、斜面からの眺望など豊かな自然資源に恵まれ、地域の交流拠点である寄自然休養村及び寄七つ星ドッグランなど、観光交流施設を有するとともに、里山居住地となっている。寄地区は山間部に位置し、松田地区と比べても少子化と高齢化が進んでおり、町立の寄幼稚園の園児（6 人）、寄小学校の児童（20 人）は合わせて 26 人となっており、存続が危ぶまれる状況にある。

第3期松田町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、基本目標の一つである、「人の流れをつくる『魅力ある地域の資源を活かしたおもてなしの環境をつくる』」にて、スポーツツーリズムによる新たな交流人口、関係人口の創出及び持続可能な地域づくりの推進を掲げており、その実現のための拠点として、寄地区にある「寄自然休養村管理センター（以下「当センター」という。）」を中心として、周辺スポーツ施設を一体的に活用していくことを位置付けている。

寄地区における地方創生・観光振興策としては、これまでに寄ロウバイまつりの開催のほか、地方創生加速化交付金を皮切りに、寄七つ星ドッグランを拠点とした誘客促進、地方創生推進交付金を活用した着地型観光商品の造成に取り組んできたところ、寄ロウバイまつりでは毎年 20,000 人程度まで来園者が増加したものの、まつり開催期間の 1 か月のみに誘客が集中し、通年性に欠けていることから、飲食・宿泊事業者といった事業者の誘致・新たな雇用の創出には至っていない。寄七つ星ドッグランの整備では、一定の誘客促進・雇用創出は図れたものの、犬を連れての観光という点から、宿泊などの利用に結びつかず、認知度の向上や地域消費額の増加は限定的なものとなっている。着地型観光商品に関しても、コロナ禍により事業実施ができず、かつ、着地型観光商品単独では誘客力が乏しいという結果にとどま

っている。また、スポーツツーリズムの推進に向け、当町では令和5年に公設では神奈川県内で初となるスポーツコミッショナを設立し、活動を開始しているが、施設の老朽化やPR不足により、スポーツ関連の交流人口、関係人口の増加には至っていない状況である。

### 【本事業の背景】

当センターは、当町が1976年に開設したもので、宿泊施設、食堂及びBBQコーナーが併設されており、官民で運営している第三セクターである「みやまの里」が指定管理者として、合宿受入れなどの宿泊業、寄地区の観光案内などの当センターの管理業務に加えて、「寄テニスコート」「みやまグラウンド」といった近隣のスポーツ施設の予約、手続き、受付を行っている。また、地元のとれたて野菜や手作り品などの販売も行う地域には欠かせない小さな拠点となっている。

しかしながら、築47年となる当センターは、老朽化や施設仕様が現代の嗜好に合わない状況であり、また施設予約のデジタル化などが全くできていない状況である。

そこで、当センターを新たに「寄・里の駅」とすべく大規模な改修を実施し、周辺施設と一体的に整備を行うことにより、現在行っている事業の拡充、新規事業の展開及び業務のデジタル化を官民連携により図ることによって、当センターがスポーツツーリズム推進の拠点としての新たな役割を果たし、スポーツツーリズムという通年性が高く、合宿などでの地域消費額の増加が大きく見込めるコンテンツを、地域一体となり推進することにより、周辺地域への経済効果の波及、雇用・賑わいの創出の取組を進めていく。

なお、当町では2024年度に「みやまグラウンド(95m×68m)」の人工芝生化を実施し、今後の利用客の急増が期待されること、そして2027年度には新東名高速の開通によるアクセスの飛躍的向上を控え、この機会を逃さずスポーツツーリズム推進拠点整備事業として取り組んでいく必要がある。

また、当町は、令和3年度に神奈川県の町村として初めてSDGs未来都市の選定を受け(現在でも神奈川県の町村では唯一の選定)、持続可能なまちづくりを官民連携となって進めてきた。本事業を通じて寄地区が、人口減少が進む山間部においてスポーツの力で持続可能な地域づくりを行うモデル地区となることで、SDGs未来都市として先導的な取組を進めることが求められる当町の役割を果たしていく。

### 【目指す将来像】

①寄地区が神奈川県県西地域におけるスポーツツーリズム的一大拠点になっている。

- ・「寄・里の駅」を中心として、みやまグラウンド、寄テニスコートについて、スポーツをテーマに一体的な利活用が進められ、寄地区的活性化のための拠点となり、スポーツツーリズム、自然資源を生かした体験観光業の振興によって地域が活性化している。

②「寄・里の駅」を中心として、地域を訪れた観光客と地域住民、地域住民同士の交流が活発に行われ、地域に賑わいが生まれている。

- ・「寄・里の駅」が寄地区のスポーツ・観光の玄関口として、観光情報の取得、飲食、宿泊、物販、休憩機能が整った施設として、満足度の高いサービスを提供する地域の観光交流拠点になっている。
- ・「寄・里の駅」が地域のヒト・モノ・情報・魅力が集まる拠点となることで、訪れた観光客、特にスポーツ利用で定期に訪れる多様な人々に対し、地域住民が地域資源を活用したアクティビティ（収穫体験や川釣り、山岳ガイドなど）を提供する場となり、寄地区に新たな事業・雇用が創出され、賑わいが波及している。

③スポーツや着地型観光を含む観光消費額を増加させることによって、地域経済を循環させ、地域が活性化し新たな雇用を創出している。

- ・「寄・里の駅」を拠点として、地域の農産物や特産品を活用した商品や自然体験アクティビティが購買意欲の高い客層に認知され、顧客単価の増、観光消費額の増により、経済の豊富な循環が生まれることで、寄地区に新たな雇用（担い手）が生まれ、良好な営農環境の保全と里山の適切な管理が図られる効果が波及している。

### 3 対象事業及び事業対象地

対象事業：令和7年度 寄・里の駅等整備事業

事業対象地：神奈川県足柄上郡松田町寄 3415 番地ほか

### 4 対象業務と仕様等（要求水準）

本事業を実施するものとして選定された民間事業者（以下「事業者」という）は以下の業務を行う。概略は下記及び「資料3 要求水準書（参考）」のとおりとする。

- （1）昭和53年建築の「寄自然休養村管理センター」のリノベーションを行い、「寄・里の駅」としてふさわしくするため、観光情報の取得、飲食、宿泊、休憩機能、ミニスーパー（物販）等が整った施設とする。（現況図及び参考図面参照）

S造2階建て（延べ床面積457m<sup>2</sup>）の建物（センター）について、「1階平面図（参考）」・「2階平面図（参考）」を基本的な改修プランとし、以下の改修を行う。

#### 【1階】

- ・トイレの配置替え
- ・浴室の拡充、屋外へサウナの新設
- ・窓口カウンター及び事務スペースの配置替え
- ・物販スペースの確保(40m<sup>2</sup>程度)及び物販用棚、冷蔵庫、レジ、防犯カメラ等の設置
- ・食堂及び厨房の模様替え
- ・内装（床・壁・天井）の更新

## 【2階】

- ・客室は、内装クロス張替え、フローリング貼り、入口引き戸をドア（鍵付き）へ改修、室内側サッシ取付け（障子撤去）、間仕切り壁新設
- ・トイレは、床（乾式仕様）、壁、天井の改修。（ウォシュレット3カ所設置、小便器2カ所取替）
- ・研修室にW2400×H1800×450の3段の棚を設ける。
- ・階段上部に通路を新設
- ・小屋裏収納庫（18 m<sup>2</sup>）の新設

## 【全体】

- ・照明LED化
- ・外装改修工事 自然豊かな地域のシンボルとして、地元産材を優先的に活用した高級感のある和風モダンな外観へ改修する。
- ・内装は床、壁、天井、並びに見切りや枠等に地元産材を優先的に活用した和モダン風に改装する。
- ・屋根に太陽光パネル50kw程度を載せ20kwhの蓄電池を設置すること。蓄電した電気は使用電気のピークカット及び夜間の電気に利用するものとする。
- ・屋根は、カバー工法により鉄板葺きとする。
- ・その他改修に必要な工事等については提案による。

(2) 「寄自然休養村管理センター」敷地内に24時間使用可能なトイレ、地域情報・自販機・待合コーナーを持つ40 m<sup>2</sup>程度の建屋を建築する。

- ・「1階平面図（参考）」を基本プランにトイレ、自販機・待合コーナーを持つ40 m<sup>2</sup>程度の建屋（5.6m×7.2）を建築する。
- ・既製スチール造または木造で建築する。
- ・排水は合併処理浄化槽（10人槽程度）を新設し、接続する。
- ・コインロッカーの設置（幅1,800×奥行400×高さ1800程度）

(3) 既存物置を撤去し、プレハブ事務所（3.6m×2.7m）を新設する。

(4) 既存機械室内の不要な設備機器を除去後、薪ボイラーを既存ボイラーと併用できるように新設する。

(5) 「寄みやまグラウンド」（「寄自然休養村管理センター」に隣接）に新たに30 m<sup>2</sup>程度のトイレ建屋（5.6m×5.4）を建築する。

- ・排水は合併処理浄化槽（10人槽程度）を新設し、接続する。

(6) 外構工事

「寄・里の駅」広場及び駐車場等を整備する。

- ・「配置図（参考）」を基本プランとし一般駐車場（15台程度）、エントランス広

場を整備する。

- ・水路をまたぐ橋（幅：最低 5 m）については、ボックスカルバート、ヒューム管等により施工する。
- ・EV 車両への充電器設置（屋外スタンドタイプ）1 基
- ・既存バス停及び B B Q 小屋、ゴミ置き場を設ける（移設も可）。
- ・通り沿いに案内看板を設置
- ・Wi-Fi 機器の設置
- ・その他改修に必要な工事等については提案による。

（7）（1）に関連する内外装工事に伴う解体工事並びに（2）に伴い既存池（27 m<sup>2</sup>）、及び（5）に伴う既存屋外トイレ（木造 12 m<sup>2</sup>）と浄化槽の解体撤去工事（処分含む）

（8）「寄自然休養村管理センター」の耐震化工事

（9）上記（1）～（8）の整備に必要な調査・測量・設計（耐震化含む）・施工監理・法手続き（県西土木事務所、保健所、消防署等）などの業務

## 5 契約方法

当町は、選定された事業者と随意契約により、設計・施工・施工監理を一括して発注し、契約を締結する。

## 6 契約金額

契約金額は、事業者の提案金額（税込価格をいう。）を基本に定めることとする。但し、設定価格は、203,000 千円（税抜価格）以内とし、本事業に係る設計費、施工監理費、施工費、備品費の合計額とする。

※資料3 要求水準書（参考）：別添による。

## 7 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、当町と事業者との間で締結する請負契約に示す。

### （1）設計費

年度	支払内容	支払限度額	備考
7 年度	完了払い	設計費の全額	

### （2）施工監理費

年度	支払内容	支払限度額	備考
7 年度	完了払い	施工監理費の全額	

### (3) 施工費

年度	支払内容	支払限度額	備考
7年度	完了払い	施工費の全額（前払金分を除く）	

※前払金については、松田町公共工事の前払金に関する規則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 10 号）による。

### 8 事業期間

契約締結：令和 7 年 7 月予定（町議会にて契約議案承認後）

事業期間：契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

上記事業期間のうち、設計、施工及び施工監理期間は、原則として、下記のとおりとする。

設計期間：契約締結の翌日から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで

施工期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

施工監理期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで

※事業期間については、設計、施工及び施工監理期間を定めているが、本事業全体（設計、施工、施工監理）として令和 8 年 3 月 19 日（木）までに事業が完了することが可能と判断できる場合には、事業者からの提案される事業工程に基づき、期間等の変更に対応する。

### 9 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問合せ先等は、特に指定のない限り、下記を窓口とする。

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

松田町観光経済課 観光推進係

T E L : 0465-83-1228

F A X : 0465-83-5031

E-mail : [kankou@town.matsuda.kanagawa.jp](mailto:kankou@town.matsuda.kanagawa.jp)

U R L : <https://town.matsuda.kanagawa.jp/>

## 第2 事業者の募集に関する事項

### 1 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者募集及び選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。なお、スケジュールの変更する場合がある。

日程	内容
令和7年5月1日(木)	公示及び募集要領等の配布開始
令和7年5月1日(木)～ 令和7年5月12日(月)	現場説明会参加申込み
令和7年5月7日(木)～ 令和7年5月12日(月)	関係図書等の貸付申込の受付・配布
令和7年5月14日(水)～ 令和7年5月15日(木)	現場説明会 場所：寄自然休養村管理センター
令和7年5月14日(水)～ 令和7年5月20日(火)	募集要領等に関する質問の受付
令和7年5月23日(金)	募集要領等に関する質問に対する回答の公表
令和7年5月19日(月)～ 令和7年5月27日(火)	1次審査提出書類の受付
令和7年6月4日(水)	1次審査結果の通知
令和7年6月18日(水)	辞退届の受付締切
令和7年6月23日(月)	2次審査提出書類の受付締切
令和7年6月26日(木)	プレゼンテーション・ヒアリング
令和7年6月27日(金)	最優秀提案者の決定・審査講評の公表
令和7年7月2日(水)	仮契約締結・基本協定書締結
令和7年7月上旬	契約締結（議会の議決後）

### 3 募集の手続き

募集要領等については、松田町ホームページに掲載するほか、参加希望者を対象に下記の場所にて電子データで配布する。

#### (1) 配布期間

配布期間：令和7年5月7日(水)～令和7年5月12日(月)まで

※但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

#### (2) 配布場所

配布場所：松田町観光経済課 観光推進係

配布時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

### 4 関係図書等の貸与

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、寄・里の駅等整備事業報告書等（以下「貸与資料」という）の電子データを、次のとおり本事業者の応募者のうち、希望者に貸与する。

#### (1) 貸与申込方法

応募者は、当町のホームページより、「(様式1-2) 寄・里の駅等整備事業報告書等（電子データ）の貸与申込書」のファイルを入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

なお、メールタイトルには「貸与資料の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

申込先：松田町観光経済課 観光推進係

#### (2) 申込期限

申込期限：令和7年5月12日(月)午後5時必着

#### (3) 貸与資料の受領時の手続き

事前に当町へ送信した「(様式1-2) 寄・里の駅等整備事業報告書等（電子データ）の貸与申込書」に押印し、貸与資料の受領時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに貸与資料の貸与を行う。

なお、貸与された貸与資料は、貸与期限内に速やかに当町に返却するものとする。

貸与期間：令和7年5月7日(水)～令和7年5月12日(月)午後5時必着

#### (4) 配布期間

配布期間：令和7年5月7日(水)～令和7年5月12日(月)まで

※但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

#### (5) 配布場所

配布場所：松田町観光経済課 観光推進係

配布時間：午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

### 5 現場説明会

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、応募者が個別に工事場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程及び申込方法等は、次のとおりである。

### **(1) 日時**

日時：令和7年5月14日(水)、15日(木)の両日。午後1時30分から。

※現場説明会は1時間程度を予定しています。

### **(2) 現場説明会の参加が可能な者**

次の事項を満たす者について、現場説明会の参加を可能とする。

ア 本事業の応募予定者で参加資格を満たす者

イ 現地調査の実施日に、本募集要領「第3 2. 参加資格要件」を満たしている者

### **(3) 現場説明会の申込方法**

ア 申込方法

現場説明会に参加する応募者は、当町ホームページより「(様式1-3) 現場説明会申込書」のファイルを入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。

なお、メールタイトルには「現場説明会の申込」と明記すること。電話での受付は行わない。

イ 申込先

申込先：松田町観光経済課 観光推進係

ウ 申込期限

申込期限：令和7年5月12日(月) 正午必着

## **6 募集要領等に関する質問受付、質問回答の公表**

### **(1) 募集要領等に関する質問受付**

募集要領等に記載の内容に関する質疑応答を、以下のアからウに示す要領にて行う。

ア 受付期間

受付期間：令和7年5月15日(木)～

令和7年5月21日(水) 午後5時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「(様式1-1) 募集要領等に関する質問書(Word)」に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルには「募集要領等に関する質問」と明記すること。

受信確認は平日午前8時30分から午後5時(休庁日であった場合は翌開庁日に実施すること)

ウ 提出先

提出先：松田町観光経済課 観光推進係

## **(2) 募集要領等に関する質問回答の公表**

募集要領等に関する質問回答は、令和7年5月26日(月)を目途に、当町ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者名は公表しないものとする。

## **7 参加資格の確認及び結果通知**

### **(1) 参加資格の確認**

本募集要領「第3 2. 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要領「第4 第1次審査及び第2次審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

### **(2) 参加資格の審査結果の通知**

上記(1)の確認結果は、本募集要領「第4 3. 第1次審査結果の通知」とおり通知する。

### 第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

#### 1 参加者の構成

##### (1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、当町の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び施工監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独企業、または複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という）とする。
- イ 構成企業は、本事業の対象工事の設計及び施工監理を行う企業（以下「設計企業」という）及び本事業の対象工事を施工する企業（以下「建設企業」という）の合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- ウ 単独企業または建設企業は、町内または近隣市町の企業を含めた合計2者以上で構成される共同企業体により構成されるものとする。
- エ 単独企業または構成企業から直接業務の一部を受託し、または請負うものを協力企業とする。

##### (2) 代表企業の選定

- ア 単独企業または構成企業の中から代表企業を定め、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、当町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、当町への登録及び提出、ならびに当町からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

##### (3) 複数応募の禁止

参加グループの単独企業または構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係または人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

#### 2 参加資格要件

##### (1) 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- ア 本公表から契約締結の日までの間に松田町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく参加停止等の措置を受けている期間がある者

- イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号及び同条第 6 号の規定による暴力団及び暴力団員の経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- オ 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申立てをしている者または申立てをされている者、または、民事再生法（平成 12 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者または申立てをなされている者。但し、手続き開始決定を受けている者を除く。
- キ 本募集要領「第 5 2. 審査委員会の設置」で定める審査委員が属する法人またはその法人と資本関係または人的関係のある者

## （2）設計企業の参加資格要件

本事業の設計及び施工監理業務の中心的役割を担う設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- ウ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、意匠主任技術者及び構造主任技術者、設備主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である施工監理技術者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による施工監理者をいう。）を専任で配置できること。

### (3) 建設企業の参加資格要件

本事業の施工業務の中心的役割を担う建設企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。

- ア 建設業法第3条第1項の営業所のうち、神奈川県内に本店または建設業法に基づく許可を受けた支店または営業所を有していること。
- イ 国土交通大臣または都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の令和7年4月1日時点の数値が、810点以上であること。
- ウ 建築業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者または主任技術者（以下「監理技術者等」という）を工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。
- エ 配置する監理技術者等は、次の要件を全て満たすこと。なお、事業者選定審査後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
  - (ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち1名は、一級建築施工監理技士もしくは一級建築士の資格を有する者または建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
  - (イ) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習終了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 建設企業と参加表明書の受付日から起算して過去3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある建築コスト管理士（本事業のコスト管理を行う者をいう。）を配置できること。

## 3 その他

### (1) 地元企業の活用について

参加者は、下請や資材調達に当たって、積極的に協力企業として地元企業を活用すること。

### (2) 地域産材等の利用について

参加者は、対象建物の内装材等において、積極的に地域産材や町有林等の木材を利用するここと。

### (3) 連絡方法

第1次審査及び第2次審査において連絡事項等がある場合は、代表企業から行うものとし、当町から連絡事項等がある場合も、代表企業にのみ行う。

## 第4 第1次審査及び第2次審査

### 1 第1次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要領に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を事務局で行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（参加資格がない）とする。

なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行うものとする。

### 2 第1次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む第1次審査書類を、次の（1）から（4）に示すとおりの要領で当町に提出する。

なお、第1次審査書類の作成については、本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

#### （1）受付期間

受付期間：令和7年5月19日（月）～5月27日（火）

午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）

※但し、土曜日及び日曜日は除く。

※郵送の場合は、5月27日（火）午後5時必着とする。

#### （2）提出書類

本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に記載する以下の必要書類を提出すること。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 1) 参加表明書              | (様式集【様式2-1】)  |
| 2) 応募者の構成表及び役割分担表     | (様式集【様式2-2】)  |
| 3) 委任状                | (様式集【様式2-3】)  |
| 4) 設計企業に関する書類         | (様式集【様式2-4】)  |
| 5) 建設企業に関する書類         | (様式集【様式2-5】)  |
| 6) 建設業許可等の状況          | (様式集【様式2-6】)  |
| 7) 設計業務実績             | (様式集【様式2-7】)  |
| 8) 施工監理業務実績           | (様式集【様式2-8】)  |
| 9) 建設工事業務実績           | (様式集【様式2-9】)  |
| 10) 設計・建設工事共同企業体協定書   | (様式集【様式2-10】) |
| 11) 設計・施工・施工監理者に関する書類 | (様式集【様式2-11】) |

#### （3）提出方法

第1次審査書類は、郵送（配達証明付）または持参する方法により提出すること。

表に「寄・里の駅等整備事業 第1次審査提出書類在中」と朱書きすること。

指定された日時に提出を終えない場合、原則、再提出はできない。

#### （4）提出先

提出先：松田町観光経済課 観光推進係

### 3 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、令和7年6月4日（月）を目途に電子メールにて通知する。

### 4 第2次審査（提案審査）

#### （1）提案価格の適格審査

提案書に記載された提案価格が、設定価格以内であることを確認する。設定価格を越える場合は失格とする。

なお、応募者が1者の場合も、提案審査を行うものとする。

### 5 第2次審査提出書類の受付

参加資格確認通知を受理した者は、次により価格提案書を含む第2次審査提出書類を提出する。なお、第2次審査提出書類は、持参による方法により当町に提出する。

第2次審査提出書類の作成については、本募集要領「第6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

2次審査においては、応募者に対して、提出された技術提案書の内容に関するプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション」という）を実施する。なお、プレゼンテーションの実施については、事前に通知する。

なお、プレゼンテーションに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

#### （1）提出期日

提出期日：令和7年6月23日（月）午前9時から午後5時まで

#### （2）提出書類

書類提出する時は、所定の表紙を付け1冊とし、所定の部数を提出すること。様式の詳細は別途資料「資料2 様式集」による。

#### （3）提出方法

表に「寄・里の駅等整備事業 第2次審査提出書類在中」と朱書きすること。

#### （4）提出先

提出先：松田町観光経済課 観光推進係

## 第5 事業者の選定

### 1 事業者の選定審査方法

本事業の事業者の選定審査に当たって、応募者のうち優れた提案を行った者を客観的に評価し、選定する。

### 2 審査委員会の設置

当町は、事業者の選定審査において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される「寄・里の駅等整備事業審査委員会」(以下「審査委員会」という)を設置し、提出された書類の審査を行う。

事業者の審査前までに、審査委員と本事業に関して接触を持ち、または持とうとした応募者は失格とする。

### 3 審査の内容

審査委員会において、別添資料「資料1 事業者選定審査基準」に基づき、本事業に係る技術提案書等の提出内容による技術評価点と提案価格による価格評価点、提案評価点の合計得点（総合評価点）が高い提案を最優秀提案者として選定する。また、次に総合評価点の高い提案を優秀提案者として選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合、提案価格が最も低い提案を最優秀提案者として選定する。

### 4 審査項目

審査項目は、別添資料「資料1 事業者選定審査基準」を参照すること。

### 5 プrezentation及びヒアリング

提案書類の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は各応募者に個別にお知らせします。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは公開にて行います。

①実施時期 令和7年6月26日（木）予定

②実施場所 松田町役場

③実施時間 1応募者当たり1時間程度（説明30分以内、質疑応答30分以内）を予定しています。

※ 応募が多数ある場合には、選定委員会において事前に提案書類の内容審査及び評価を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する者として、最大5程度の者を選定します。

※ プrezentationにおいては、PowerPoint等を用いて提案書類の内容を要約した資料をスクリーンに投影する方法を用いることも可能とします。ただし、提出済の提案書類に記載のない新たな提案を行うことは禁止します。なお、プレゼンテーション時のスクリーン及びプロジェクターは町が準備します。

## 6 最優秀提案者の決定

当町は、総合評価点に基づき、最終的な選定審査により選定された最優秀提案者及び優秀提案者を決定し、最優秀提案者を契約の優先交渉権者として決定する。ただし、優先交渉権者は、できる限り町の要望を聞き、その実現に努めることとする。

当町は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により設計施工一括契約を締結する。但し、最優秀提案者が事業契約を締結しない場合は、当町は次点提案を行った優秀提案者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

## 7 審査結果及び評価の公表

### （1）最優秀提案者の公表

当町が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して、当該応募者の合否について書面で通知する。

### （2）参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ア 提案書の提出期日以降、最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本募集要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。
- イ 最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本募集要領「第5 2. 審査委員会の設置」に定める委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり、接触をした場合。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

### （3）選定の取り消し

当町は、選定した事業者が契約締結までに本募集要領「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した時は、選定を取り消すことができる。但し、やむを得ない事由による場合は、当町と協議を行うこととする。

### （4）審査評価の公表

当町は、事業者選定審査後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を当町ホームページを通じて公表する。審査講評の公表時期は令和7年6月末頃を予定している。

## 第6 提出書類・作成要領

### 1 第1次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2-1）から（様式2-10）について、所定の部数を一括して提出すること。

### 2 応募辞退時に関する書類提出

第1次審査書類を提出した者で、応募を辞退する場合は、「（様式3-1）応募辞退書」を提出すること。

### 3 第2次審査（提案審査）に関する提出書類

#### （1）一般的な事項

第2次審査の提出書類は、各様式の要領に従い、記載すること。

「（様式4-1）価格提案書」「（様式4-2）提案価格内訳書」は、封筒に入れ、巻封すること。（様式5-1）から（様式5-3）は1冊とし、表紙を付けて、所定の部数（10部）を提出すること。但し、正本には「（様式4-3）誓約書」を綴ることとする。

また、それぞれの電子ファイルをCD-RまたはDVD-Rに書き込み、クローズした上で提出すること。

その他、下記のアからキまでの各規定に従うこと。

- ア 各様式の所定の欄に、当町より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。
- イ 正本については応募者名を付け、副本については住所、会社名、氏名等、応募者を特定できる表記は付けない（規定のある場合を除く。）。
- ウ 応募書類の変更、差替えまたは再提出は一切認めない。
- エ 応募書類の具体的な内容は、別添資料「資料2 様式集」を参照すること。
- オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文章表現を補うため、着色や図表等を採用しても構わない。
- カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- キ 透視図や各計画図等へ模型写真をカットとして表現することは認める。なお、模型の提出等がある場合は、事前に申し出をすること。
- ク プロポーザル中は、録音及び録画をする。

#### （2）価格提案書

価格提案書は、本募集要領「第1 6. 契約金額」を踏まえた金額の総額（税抜き）とすること。

### **(3) 技術提案書及び設計図面**

提案書及び設計図面を1冊にまとめ、表紙（様式5-1）を付けて、A3横長左綴じで「正本1部」及び「副本10部」を提出する。また、第2次審査（提案審査）に関する提出書類のうち、技術提案書（様式5-1・様式5-2）及び設計図面（様式5-3）の電子媒体（CD-RまたはDVD-Rに書き込み、クローズすること）を1セット提出する。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

## 第7 その他

### 1 留意事項

#### (1) 応募要領の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要領（本募集要領の他に、別添資料「資料1 事業者選定審査基準」「資料2 様式集」「資料3 要求水準書（参考）」を含む。）の記載内容を承諾したものとする。

#### (2) 費用負担

応募に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

#### (3) 提出書類の取扱い・著作権

##### ア 著作権

提案書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

##### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権。実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

但し、当町が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象であることを過失無くして知らなかつた場合には、当町が責任を負う。

##### ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「松田町情報公開条例」第5条に基づき、非公開の対象とする。

##### エ 町の使用・公表

本事業において、公表が必要な場合、その他町が必要と認める時には、当町は、提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

#### (4) 当町からの提示資料の取扱い

当町が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

#### (5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

#### (6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

#### (7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、当町のホームページを通じて行う。

本募集要領に定めることのほか、プロポーザル実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、当町のホームページを通じて情報提供を行うほか、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。